

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第 32号）

（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差 引 増 減
	人	人	人
市長の事務部局 の職員	7, 6 1 3	7, 6 0 3	△10
議会の事務部局 の職員	39	40	1
選挙管理委員会 の事務部局の職 員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	26	26	0
教育委員会の事 務部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8, 9 6 5 〔うち校長及び 教員 7, 510人〕	8, 9 4 1 〔うち校長及び 教員 7, 528人〕	△24 〔うち校長及び 教員 18人〕
人事委員会の事 務部局の職員	17	17	0
農業委員会の事 務部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1, 8 0 9	1, 7 8 4	△25
公営企業の職員 交通事業	1, 9 2 7	1, 9 2 7	0
公営企業の職員 水道事業	1, 2 0 6	1, 1 9 2	△14
合 計	21, 6 4 9	21, 5 7 7	△72

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,613人」を「7,603人」に改め、同項第2号中「39人」を「40人」に改め、同項第5号中「8,965人」を「8,941人」に、「7,510人」を「7,528人」に改め、同項第8号中「1,809人」を「1,784人」に改め、同項第9号イ中「1,206人」を「1,192人」に改め、同項中「21,649人」を「21,577人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)